

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第16号

答申番号：令和5年度答申第17号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人の子A名義の土地（以下「本件土地」という。）は令和2年8月29日に実態として請求人が取得したもので、Aは一切承知していないものであることから、令和4年1月1日付け売買を原因として行ったAから請求人への所有権移転登記（以下「本件移転登記」という。）は事実上、実態に合わせて補正したものであり、請求人が本件土地を新たに取得したものとして行われた原処分（不動産取得税の賦課決定処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 不動産取得税は不動産の取得に対し当該不動産の取得者に課することとされており、処分庁は、本件移転登記がなされたことにより請求人が本件土地を取得したことを把握し、原処分を行っている。
- (2) 令和2年8月29日付け売買を原因としてA名義で所有権移転登記（以下「前移転登記」という。）が行われた際の登記申請書には、Aが請求人に対し登記申請に関する一切の権限を委任する委任状が添付されており、また、当該移転登記を基に行ったAへの不動産取得税の賦課処分の際、Aからは自身が本件土地を取得していない旨の申し立てはないことから、Aが一切を承知していないとする請求人の主張は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 地方税法（以下「法」という。）に定める不動産の取得は、所有権移転の形式による不動産の取得の全ての場合を含むものであり、登記簿上の所有名義人は、反証のない限り当該不動産を所有するものと推定すべきとされているところ、本件移転登記が行われたことが認められ、また、請求人は前移転登記について、真の所有者が請求人であることの反証を行っていない。

そうすると、本件移転登記に基づく請求人の本件土地の取得は、法の定めるところの「不動産の取得」に当たるといふほかなく、原処分に違法又は不当な点はない。

- 2 請求人は、Aを名義人として本件土地の前移転登記を行ったが、実態として請求人が取得したものであり、本件移転登記は本件土地を新たに取得したのではなく、請求人が本件土地を取得したものとして行われた原処分は違法又は不当であると主張しているが、本件移転登記が行われ、前移転登記について真の所有者が請求人であることの反証を行っていないことから、請求人の主張を採用することはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年11月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課することとされている（法第73条の2第1項）。

そして、不動産取得税は、いわゆる流通税に属し、不動産の移転の事実自体に着目して課せられるものであって、不動産の取得者が得られるであろう利益に着目して課されるものではないことに照らすと、「不動産の取得」とは、不動産の取得者が実質的に完全な内容の所有権を取得するか否かには関係なく、所有権移転の形式による不動産の取得の全ての場合を含むものと解するのが相当であるとされている（昭和48年11月16日最高裁判所第二小法廷判決）。また、登記簿上の所有名義人は、反証のない限り当該不動産を所有するものと推定すべきとされている（昭和34年1月8日最高裁判所第一小法廷判決）。

そこで本件についてみると、本件土地は、前移転登記により所有名義をAとして登記された後、本件移転登記により所有名義が請求人に移転したことが認められ、不動産取得税が不動産の所有権の移転の事実自体に着目して課税されるものであることに照らせば、本件移転登記による所有名義の移転は、課税上、Aから請求人への新たな所有権の移転があったものとして捉えるべきものであるから、法第73条の2第1項にいう「不動産の取得」に該当するものと解するのが相当である。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員 (会長) 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子